

# 議会運営委員会

日 時 平成31年2月18日(月) 午前10時～  
場 所 第3委員会室

---

## 1 平成31年亀岡市議会定例会3月議会について

- (1) 議案送付 2月18日(月)
- (2) 再 開 2月25日(月)

## 2 議案の概要説明

- (1) 概要 …… 別添

## 3 3月議会日程案について 【別紙NO.1】

- (1) 一般質問通告期限 2月25日(月) 正午  
\* 施政方針演説等の原稿は2月21日(木)に配付(会派控室へ)
- (2) 請願提出期限 2月25日(月) 午後5時
- (3) 質疑通告期限(当初提案議案分)  
3月 6日(水) 一般質問終了時
- (4) 討論通告(3月11日採決分: 補正予算案)  
3月 8日(金) 常任委員会終了時
- (5) 意見書等提出期限 3月19日(火) 午後5時
- (6) 討論通告(最終日採決分) 3月22日(金) 午後4時  
\* 市民憲章唱和 3月5日(火) 午前9時50分～ 長澤議員

## 4 議事日程(2月25日)について

- (1) 議事日程  
諸報告(監査、理事者出席要求)  
第1 会議録署名議員指名(三上議員、浅田議員)  
第2 第1号議案から第59号議案(提案理由説明) ※施政方針演説

## 5 一般質問について（案）

【第16期における運用を記載（3月議会に係る先例・申合せ）】

### (1) 質問時間

#### ① 質問配分時間（答弁時間含まず）

○代表質問 1会派40分[一括質問方式]

○個人質問 1人20分を会派に割り当て（1人30分上限）

#### ② 会派順及び個人質問会派配分時間

○新清流会 (7人) 140分

○緑風会 (6人) 120分

○共産党議員団 (3人) 60分

○公明党議員団 (0人) 0分

○会派に属さない議員 20分

#### ③ 今後の順序

○6月議会 : 緑風会 → 共産党議員団 → 公明党議員団 → 新清流会

○9月議会 : 共産党議員団 → 公明党議員団 → 新清流会 → 緑風会

○12月議会 : 公明党議員団 → 新清流会 → 緑風会 → 共産党議員団

### (2) 日程

○代表質問 4人 3月5日（火）

（終了予定時刻は午後4時40分）

○個人質問     人 3月6日（水）、7日（木）

※個人質問者数は最大で17人

この場合、

・3月6日（水）8人（終了予定時刻は午後4時15分）

・3月7日（木）9人（終了予定時刻は午後4時50分）

### (3) 一般質問の送信等

○通告書は事務局へメール送信（またはUSB）

○会派内調整（代表質問など同内容の質問の重複について）

○会派内質問順序は2月22日（金）午後5時までに事務局へ

## 6 予算審査について

### (1) 審査体制【別紙No.2】

#### ○予算特別委員会

- ・分科会方式 議長除く全員で全体会を構成し、  
各常任委員会を分科会として審査する。
- ・委員数 23人
- ・設置予定日 3月7日(木)  
もしくは3月8日(金) 一般質問終了後
- ・委員長の選出 3月7日(木)  
もしくは3月8日(金) ※互選による

### (2) 審査日程案【別紙No.3】

※審査資料「施策の概要」は2月21日(木)に配付(各会派控室へ)

## 7 陳情・要望について

- 保育の無償化、待機児童解消、処遇保育士の改善のために必要な措置を  
求める意見書の提出を求める陳情書【別紙No.4】
- 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計  
画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書【別紙No.5】

## 8 議会運営委員会の行政視察について

- 視察時期候補 4月15日(月)～19日(金)  
22日(月)～26日(金)
- 視察先候補

## 9 その他

- 議場内撮影許可申請
- 本日の会議予定  
議運終了後 幹事会  
終了後 会派会議  
終了後 広報広聴会議
- 今週の会議等の予定  
19日(火) 10:00～ 新議員研修 第3委員会室

平成31年 亀岡市議会定例会 3月議会日程表（案）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
2/18	月	<p>&lt; 3月議会議案送付日 &gt;</p> <p>10:00 議会運営委員会（市長出席）</p> <p>13:00 幹事会</p> <p>終了後 会派会議</p> <p>終了後 広報広聴会議、各部会</p>	<p>議案概要、2/25の議事日程</p> <p>特別委員会（設置の協議）</p> <p>議運・幹事会報告</p> <p>正副委員長選出、構成決定</p>
19	火	10:00 新議員研修（一般質問、議案等）	
20	水		
21	木		施政方針・提案理由配付
22	金		13:00 京都市議会議長会（研修会）
23	土		
24	日		
25	月	<p>&lt; 3月議会（定例会再開） &gt;</p> <p>10:00 本会議</p>	<p>諸報告、会議録署名議員、施政方針・提案理由説明</p> <p>&lt;一般質問通告期限 12:00&gt;&lt;請願提出期限 17:00&gt;</p>
26	火		
27	水		
28	木		
3/1	金	13:30 議員団研修	
2	土		
3	日		
4	月	<p>13:00 正副議長議案調整（市長出席）</p> <p>14:00 議運事前調整</p>	追加議案
5	火	10:00 本会議<一般質問（代表）>	
6	水	<p>10:00 本会議&lt;一般質問（個人）&gt;</p> <p>議会運営委員会（市長出席）・幹事会</p>	<p>&lt;質疑通告期限 本会議終了時&gt;</p> <p>幹事会：特別委員会構成（会派割当）</p>
7	木	10:00 本会議<一般質問（個人）>	
8	金	<p>10:00 本会議&lt;一般質問（個人）&gt;（予備日）</p> <p>&lt;追加議案&gt;</p> <p>予算特別委員会</p> <p>3 常任委員会</p>	<p>提案理由、質疑、付託、予特設置</p> <p>正副委員長互選 &lt;討論通告期限 委員会終了時&gt;</p> <p>補正予算審査 &lt;各特別委員報告期限 17:00&gt;</p>
9	土		
10	日		
11	月	<p>10:00 3 常任委員会</p> <p>議会運営委員会・幹事会～会派会議</p> <p>本会議&lt;補正予算採決等&gt;</p> <p>終了後 各特別委員会</p> <p>3 常任委員会</p>	<p>委員長報告確認、閉会中の審査申出</p> <p>採決・討論順序</p> <p>予特委員長名報告、補正予算採決、特別委員会設置</p> <p>正副委員長互選、閉会中の継続審査</p> <p>議案審査（条例等）</p>
12	火	10:00 予算特別委員会全体会（市長出席）	10:20～ 分科会審査
13	水	13:30 予算特別委員会	分科会審査（※午前 中学校卒業式）
14	木	10:00 予算特別委員会	分科会審査
15	金	<p>10:00 予算特別委員会</p> <p>10:30 予算特別委員会全体会</p>	<p>分科会審査（市長質疑項目の確認）</p> <p>市長質疑項目の報告・決定（※15:00 執行部送付）</p>
16	土		
17	日		
18	月	<p>（9:30 予算特別委員会）</p> <p>13:00 予算特別委員会全体会（市長出席）</p>	<p>（※現地視察実施の場合）</p> <p>市長質疑項目の答弁（※終了後 分科会採決）</p>
19	火	<p>11:00 予算特別委員会</p> <p>午後 予算特別委員会全体会</p> <p>会派会議</p> <p>予算特別委員会全体会（採決）</p>	<p>分科会委員長報告の確認</p> <p>委員長報告の質疑等</p> <p>討論～採決 &lt;意見書等提出期限 17:00&gt;</p>
20	水	（委員会予備日）	
21	木	春分の日	

平成31年 亀岡市議会定例会 3月議会日程表（案）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
22	金	10:00 人事議案調整(市長出席) 11:00 幹事会・議運事前調整 13:30 幹事会(市長出席)・議会運営委員会 会派会議	人事議案  3/25の日程、意見書案  ＜討論通告期限 16:00＞
23	土		
24	日		
25	月	10:00 予算特別委員会 3 常任委員会 議運事前調整 議会運営委員会(幹事会)～会派会議 午後 本会議＜定例会閉会＞	委員長報告確認 委員長報告確認  討論順序・採決 採決、閉会中の継続審査

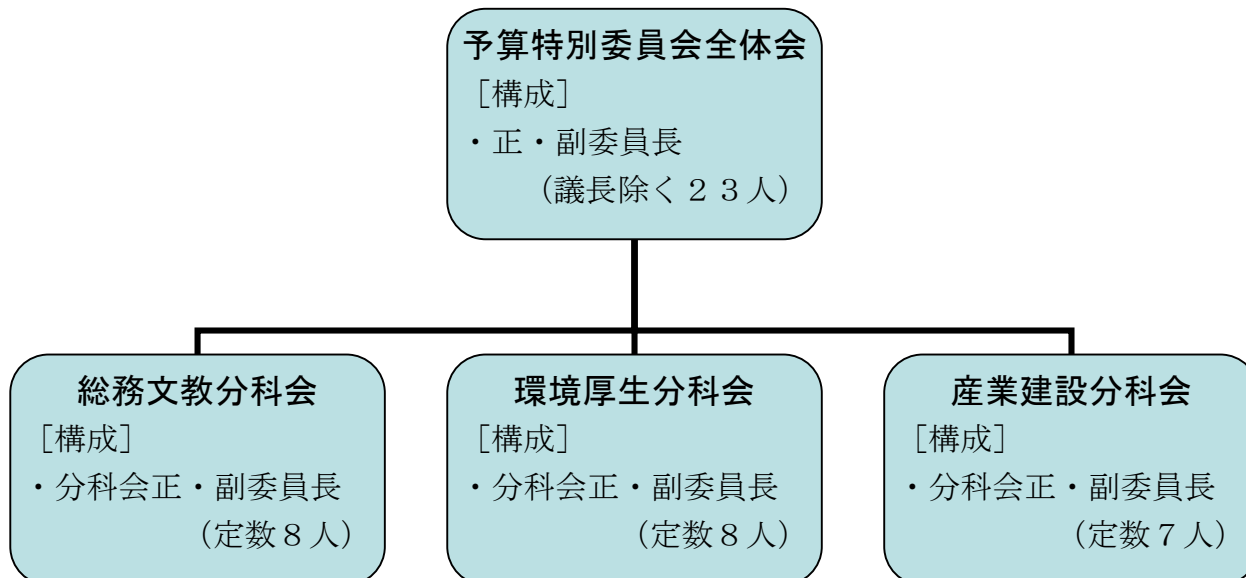
※一般質問が3日間の場合、追加議案の提案等及び予算特別委員会は3月7日に実施。

この場合、3月8日は午前10時から各常任委員会を実施となる。

## 予算特別委員会について

### 1 組織・構成等

#### 分科会方式



- (1) 全体会は議長を除く 23 人で構成。
- (2) 分科会の構成は、各常任委員会の委員構成と同じ。
- (3) 全体会の正・副委員長は、指名推選で別途選出。
- (4) 各分科会の正・副委員長は、各常任委員会の正・副委員長とする。

### 2 審査方法等

主な変更点	
(1) 審査対象議案	一般会計、特別会計、企業会計当初予算
(2) 審査順序等	分科会（常任委員会）の所管により、各部・室ごとに順次審査を行い、討論・採決まで実施（3分科会同時進行）。
(3) 市長質疑項目の選定	各分科会において、部・室の審査ごとに抽出し、全体会で決定。
(4) 市長質疑の日程	5日目に実施。
(5) 京都スタジアム（仮称）関連予算審査	分科会の所管により、各部・室ごとに実施。

予算特別委員会分科会方式 審査日程(案)

ver310218

日時	予定時刻	全体会／分科会等		
【1】 3月12日 10:00～	10:00	全体会 1. 市長あいさつ(※市長等出席)		
	10:20	分科会		
		○総務文教	○環境厚生	○産業建設
		①議会事務局	①環境市民部	①産業観光部・農業委員会
	13:00	②市長公室		
③会計管理室		②健康福祉部	②まちづくり推進部	
【2】 3月13日 13:30～	午前	※市内各中学校卒業式		
	13:30	⑤生涯学習部	③特別会計(各部)	③特別会計(各部)
【3】 3月14日 10:00～	10:00	⑦教育委員会		
	13:00	⑧特別会計(各部)		
		・市長質疑項目の整理		
【4】 3月15日 10:00～	10:00	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認
	10:30	全体会 1. 市長質疑項目の報告・決定 2. 現地視察の検討・決定		
	15:00	※市長質疑項目の送付(議会事務局→総務課へ)		
【5】 3月18日 9:30～	9:30	(現地視察 ※実施の場合)		
	13:00	全体会 1. 市長質疑(※市長等出席)		
	終了後 (16:00)	分科会		
		○総務文教	○環境厚生	○産業建設
【6】 3月19日 11:00～	11:00	1. 委員間討議、討論、採決	1. 委員間討議、討論、採決	1. 委員間討議、討論、採決
		○総務文教	○環境厚生	○産業建設
	午後	全体会 1. 各分科会委員長報告(質疑) 2. 委員間討議 ～会派会議～ 3. 討論～採決等		

※3月25日(閉会日)の全体会で委員長報告の確認

**保育の無償化、待機児童解消、処遇保育士の改善のために必要な措置を求める  
意見書の提出を求める陳情書**

## 陳情の趣旨

1. 国に対して「保育の無償化、待機児童解消、保育士等の処遇改善のために必要な措置を求める意見書」を提出してください。

## 理由

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されています。無償化の実施そのものに反対するものではありませんが、多くの懸念事項があります。

無償化の実施にあたっては、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いることなく、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させることがないように、以下のひな型にある点を強く要望するものです。

つきましては、貴議会より、国に対して、「保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

2019年2月8日

議長 様

団体名 京都保育団体連絡会

代表者氏名 会長 藤井 伸生

住所 京都市上京区堀川丸太町下る

京都社会福祉会館別館二階

## 意見書ひな型

**保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書**

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されている。無償化の実施そのものに反対するものではないが、今回の政府提案には多くの懸念事項が指摘されている。保育の無償化によって、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いたり、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあってはならない。

よって、国においては、必要な財源を確保し、だれもが安心できる保育の実現と無償化を実現されるよう、以下について要望する。

- 給食食材費は実費徴収化ではなく、無償化の対象にすること。
- 無償化に財源をとられることで、保育の質的量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
- 公立保育所も無償化されることで自治体負担が増すことがないように、必要な措置を講じること。
- 認可外保育施設の取扱については質確保の点で問題があるため、等しく質の高い保育を保障できるように、認可外施設への指導・監査体制を抜本的に強化し、その認可を促進するなど質量ともに充実させ、子どもの命・権利を最優先にした措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年 月 日

〇〇〇議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当(少子化対策)大臣

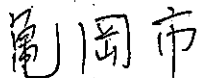
衆議院議長

参議院議長

宛(各通)



2019年2月6日


 議会議長様

## 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

～豊かな森を次世代へ～

一般財団法人 日本熊森協会  
 会長 室谷 悠子

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-1  
 Tel : 0798-22-4190 Fax : 0798-22-4190



私たちは国産林業の振興、奥山等人工林の天然林化を願う実践自然保護団体です。

### <陳情の趣旨>

戦後の拡大造林政策により造林された1030万haの人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

平成31年度の通常国会に提出される、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人につき毎年1000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれています。国はこの税金の9割を市町村に、残り1割を都道府県に交付する予定です。

人工林を造り過ぎてしまったことは、私たちだけではなく、林野庁も認めていますので、私たちはこの税を使って、林業採算の取れない放置人工林は以下の目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情致します。

- ・ 山の保水力回復
- ・ 大雨でも崩れにくい災害に強い森造り
- ・ 野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる棲み分けの復活
- ・ 花粉症の軽減

26000筆を超える要望署名を国会に提出させていただきます。

### <森林環境譲与税の使い方に関する陳情事項>

#### (1) 奥山等に放置人工林を持つ市町村は

・ 人工林の林業用整備だけではなく、昔から祖先が天然林で残さねばならないと言ってきた、①奥山全域、②尾根筋、③沢浴い、④急斜面、⑤山の上3分の1の**放置人工林を皆伐し、天然林化するための人材雇用や事業**に使ってください。(当協会は、間伐しただけでは天然林に戻らないことを実証済みです。一定面積以上の皆伐が必要です)

#### (2) 山のない都市部・放置人工林を持たない市町村は

・ 水源の森がある他市町村の放置人工林の天然林化を支援することや、奥山天然林を保全・再生することの重要性を国民や子どもたちに伝える環境教育に使ってください。

いのちを守る文明への転換



2012年 No.1(通算71号) 平成24年3月15日

# くまもり通信

森＝植物＋動物

～クマたちの棲む豊かな森を次世代に～

実践自然保護団体

一般財団法人日本熊森協会

(本部) 兵庫県 (支部) 京都府、滋賀県、石川県、関東、長野県、千葉県、群馬県、福岡県、鳥取県、三重県、宮崎県、鹿児島県、山口県、岐阜県、山形県、栃木県、岡山県、熊本県、山梨県、埼玉県、高知県、和歌山県  
(地区) 大阪府(4地区)、兵庫県(4地区)、奈良県(2地区) 設立1997年 会員数：移行調整中

## 被災地には、森が残っている

(安田喜憲氏 基調講演より)

岩手県陸前高田市 森山会長撮影 2011.5.21

特集 (1) 第5回くまもり東京シンポジウム 於：一橋大学 2011.12.18

— 絶滅寸前クマ類の保護獣化と、奥山水源域の保全宣言を！ —

奥山保全・再生 日本熊森協会は、開発・拡大造林・酸性雨などで大荒廃した我が国の奥山を、全生物の命と全産業の振興のために保全・再生しようと、クマをシンボルに活動している完全民間の実践自然保護団体です。環境を放射能で汚染する核兵器・原発の撤廃を求めます。現在、奥山人工林を間伐し、動物の棲める森再生運動を推進中。

※当協会内における政治活動、宗教活動、商業活動及び勧誘は固く禁じられています。